

容量市場システム（一次開発）の
設計開発及び運用保守業務委託
仕様書

電力広域的運営推進機関

目次

1. 調達案件の概要に関する事項	1
(1) 調達件名	1
(2) 調達の背景	1
(3) 目的及び期待する効果	1
(4) 用語の定義	1
(5) 業務・情報システムの概要	3
(6) 契約期間・契約形態	5
(7) 作業スケジュール	6
2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項	6
(1) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位	6
(2) 調達案件間の入札制限	6
3. 作業の実施内容に関する事項	7
(1) 作業の内容	7
(2) 成果物の範囲、納品期日等	8
4. 満たすべき要件に関する事項	11
5. 作業の実施体制・方法に関する事項	12
(1) 作業実施体制	12
(2) 作業要員に求める資格等の要件	12
(3) 作業場所	13
(4) 作業の管理に関する要領	13
(5) 作業実施体制に関する留意事項	14
6. 作業の実施に関する事項	14
(1) 機密保持、資料の取扱い	14
(2) 遵守する法令等	14
7. 成果物の取扱いに関する事項	14
(1) 知的財産権の帰属	14
(2) 瑕疵担保責任	15
(3) 検収	15
8. 入札参加資格に関する事項	15
(1) 入札参加要件	15
9. 再委託に関する事項	16
(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	16
(2) 承認手続	16
10. その他特記事項	17
(1) 前提条件及び制約条件	17
11. 附属文書	17

1.調達案件の概要に関する事項

(1) 調達件名

容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託

(2) 調達の背景

2017（平成29）年12月の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会の間接論点整理において、2020（平成32）年度から開設予定である容量市場で、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が市場管理者として一定の役割を果たすことと整理されている。

具体的には、本機関が容量市場の管理者として容量オークションを開催し、費用の徴収・支払を行う取引主体としての役割を担う。

(3) 目的及び期待する効果

本機関は、市場管理者として市場参加者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うため、実需給前までの機能を整備した容量市場システム（一次開発）（以下「本システム」という。）を導入するもの。

(4) 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義を以下に示す。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
一般送配電事業者	電気事業法で定められた電気事業者の類型の一つで、経済産業大臣から送配電事業を営む許可を受けた事業者
小売電気事業者	電気事業法で定められた電気事業者の類型の一つで、小売電気事業を営むために経済産業大臣の登録を受けた事業者
安定電源提供者 （火力、原子力、貯水式水力、揚水式水力、安定自家発）	期待容量が1,000kW以上の、安定的に供給力として見込める電源（※）を提供する事業者 （※：自家発であっても、単体で1,000kW以上かつ安定的に供給力として見込める場合はこちらに）
変動電源提供者 （太陽光、風力、自流式水力）	期待容量が1,000kW以上の、気象条件等による供給力変動により安定的に供給力として見込むことが難しい電源を提供する事業者
発動指令電源提供者 （DR、非安定自家発、小規模電源など）	ネガワット、自家発、および期待容量が1,000kW未満の電源等を同一エリア内でアグリゲート（※）し、期待容量を1,000kW以上として供給力を提供する事業者 （※：ただし、単体で期待容量が1,000kW以上のネガワットおよび自家発はアグリゲート不要）

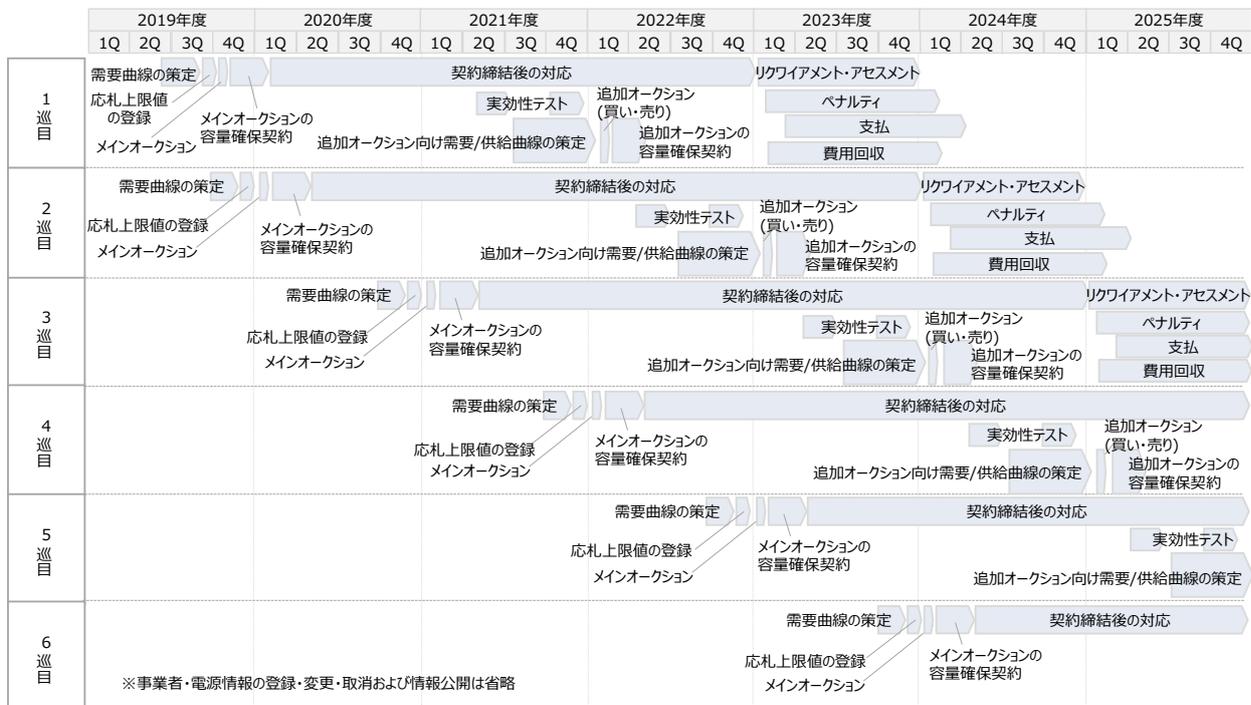
用語	定義
参加登録申請者	メインオークションまたは追加オークションに参加するために、参加登録を申請する事業者
落札事業者	メインオークションまたは追加オークションにおいて落札し、広域機関と容量確保契約を締結した事業者
差替元電源等提供者	容量確保契約の締結後、やむを得ない理由などにより供給力を提供できない場合に、代替となる供給力を希望する落札事業者
差替先電源等提供者	差替元電源等提供者に代替となる供給力を提供する事業者
応札上限値	応札できる kW 容量の最大値
オークション（買い入札）	広域機関が、供給力確保のために、参加登録申請者から供給力を調達するメインオークションまたは追加オークション
オークション（売り入札）	メインオークションで確保した供給力が過剰となった場合、落札事業者が容量確保契約で獲得した権利を売却するための追加オークション
調整電源等に指示できる契約	一般送配電事業者の指示により、調整電源を有する発電事業者等の電源の余力を活用する契約 なお、容量市場で提示を求めるのは落札事業者のみ
電源等リスト	ネガワット、自家発、および期待容量が 1,000kW 未満の電源等を同一エリア内でアグリゲート（※）し、期待容量を 1,000kW 以上として供給力を提供する電源等の詳細を記載するリスト （※:ただし、単体で期待容量が 1,000kW 以上のネガワットおよび自家用発電設備はアグリゲート不要）
差替掲示板	オークションで落札した電源等が代替となる供給力の提供を希望する場合に使用する掲示板
分析ツール	需要曲線の設定を目的としたツール
約定処理ツール	約定処理を実施するツール

(5) 業務・情報システムの概要

① 容量市場業務の全体像

本機関は、容量市場の運営にあたり、市場参加者・電源等の登録、オークション開催、契約締結後の対応、アセスメント、容量拠出金徴収、支払等の業務を以下のとおり並行して実施する。

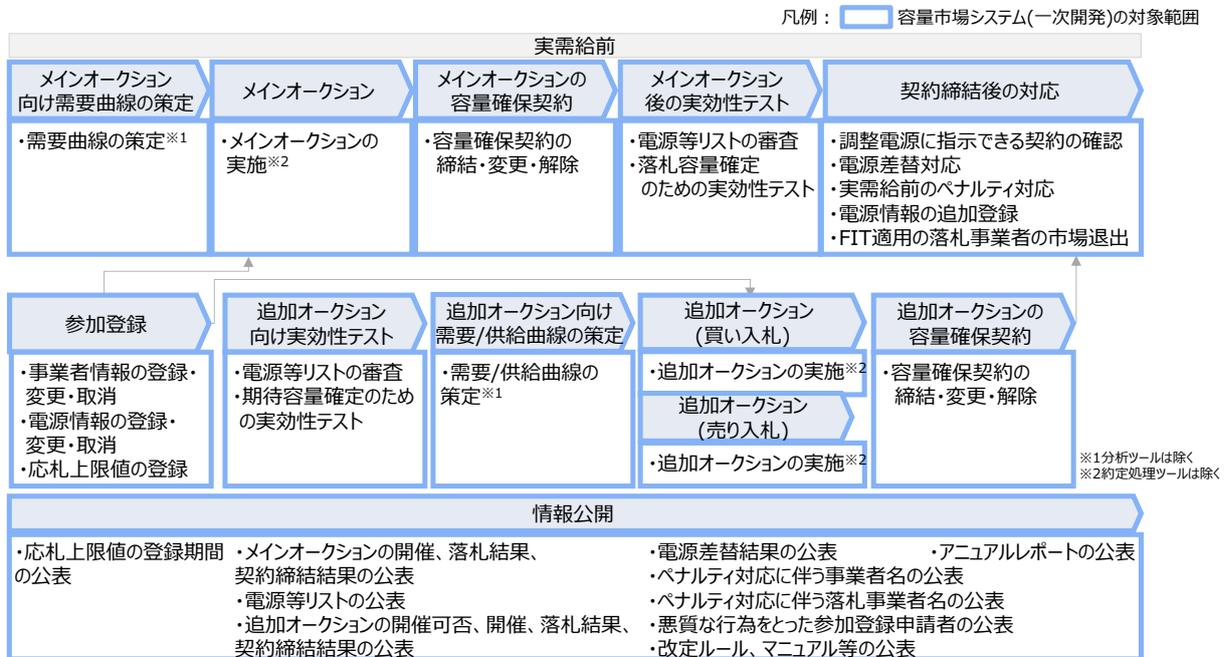
図 1-1 容量市場の全体像



② 容量市場の実需給前業務

本調達においては、以下の業務を対象とするが、需要曲線の策定及び約定処理の詳細（約定処理）に係る業務は対象外とする。

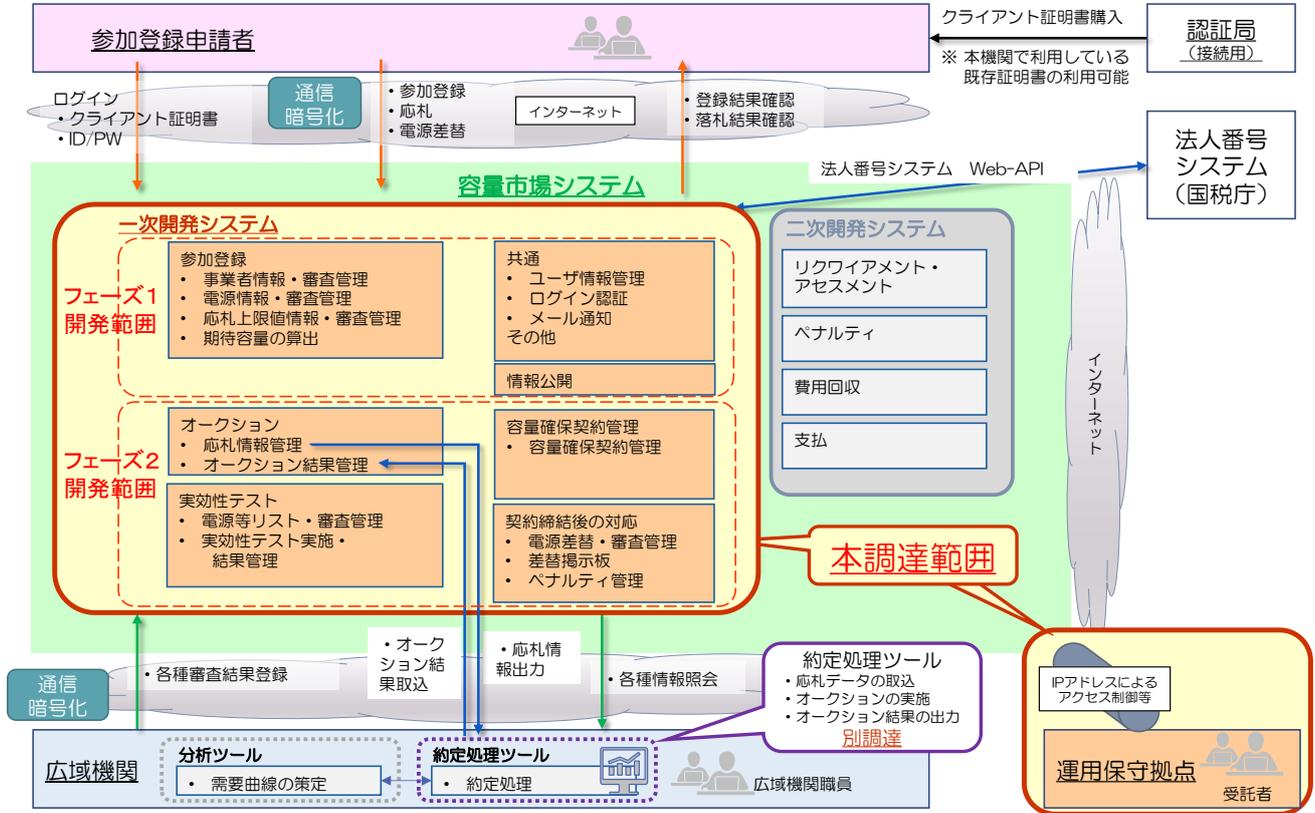
図 1-2 容量市場の実需給前業務



③ 容量市場システム（一次開発）の概要

本システムは実需給前の業務に係る機能等で構成される。

図 1-3 全体システム概要図



(6) 契約期間・契約形態

① 設計開発業務

ア. 履行期間：契約締結日から 2019 年 12 月末まで

イ. 契約形態：請負契約（但し、受入テスト支援、参加者テスト支援、移行、教育については準委任契約とする。）

② 運用保守業務

ア. 履行期間：2019 年 10 月から 2024 年 9 月末まで（但し、契約は 1 年毎の更新）

イ. 契約形態：準委任契約

(7) 作業スケジュール

容量市場業務の全体像で示したとおり、容量市場は段階的に業務が実施されることを踏まえ、本システムの導入についても、以下のとおり段階的に実装する。

なお、具体的な作業スケジュール及び実装範囲は受託者と調整のうえ決定する。

図 1-4 想定スケジュール



- ・フェーズ1：参加登録関連機能（参加登録、情報公開、共通機能等）の実装（2019年9月末日途）
- ・フェーズ2：オークション機能等、一次開発システムの全機能の実装（2019年12月末日途）

2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

(1) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位

関連する調達案件は以下のとおり

表 2-1 関連調達案件

項番	調達案件名	調達の方式	実施時期
1	容量市場に係る業務設計支援業務及びシステム開発に係るPMO支援等業務委託	一般競争入札 (総合評価方式)	2018年3月(済)
2	約定処理ツール	一般競争入札 (総合評価方式)	2018年12月(済)

(2) 調達案件間の入札制限

相互牽制の観点から上記2.(1)の項番の項番1の受託者は入札制限の対象とする。

3. 作業の実施内容に関する事項

(1) 作業の内容

業務及び作業の実施内容は以下を想定している。

なお、詳細は別紙「容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託要件定義書」を参照のこと。

表 3-1 役務における本調達の概要

項番	作業の内容	概要
1	全体管理業務	<ul style="list-style-type: none">・ 本業務の全工程に渡り、受託者の調達範囲に係る作業を管理すること。・ 受託者は、設計開発計画書を作成し、本機関の承認を得ること。・ 要件定義書に定めた内容に修正が必要となった場合、本機関職員等の関係各位との調整を主体的に行うとともに、内容変更の妥当性を確認すること。・ EVM(Earned Value Management)を導入し、開発進捗を定量的に把握できるようにすること。・ 受託者は、運用保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用保守計画書を作成し、本機関の承認を得ること。
2	設計開発業務	<ul style="list-style-type: none">・ 本システムの基本設計、開発、情報システム稼働環境の構築、テスト、運用設計等を実施すること。・ 受託者は、要件定義書の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計を行い、成果物について本機関の承認を得ること。・ 受託者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準、その他必要な事項を記載したテスト計画書を作成し、本機関の承認を得ること。・ 利用者へのシステム操作に係る教育を実施すること。
3	稼働後の運用保守業務	<ul style="list-style-type: none">・ 運用保守計画に基づき、運用保守業務を実施すること。

(2) 成果物の範囲、納品期日等

① 成果物

本調達において想定している成果物は以下のとおりである。受託者は作業の詳細スケジュールと併せて、納品予定日を設計開発計画書等に記載すること。

また、追加の成果物があれば提案書に記載すること。

表 3-2 作業の内容と成果物

項番	作業の内容	成果物	成果物概要
1	全体管理業務	設計開発計画書	・ 作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等、コミュニケーション管理手法、体制管理手法、工程管理手法、品質管理基準・手法、リスク管理手法、課題管理手法、システム構成管理手法、変更管理手法、情報セキュリティ対策、その他必要な事項を明確にした計画書
2		運用保守計画書	・ 本システムの運用に係る作業概要、作業体制、スケジュール、成果物に関する事項（報告書）、運用保守形態（オンサイト、リモート等）、運用保守環境、コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク・課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策、その他必要な事項、作業管理、リスク・課題管理等を明確にした計画書
3		進捗管理表	・ 作業の予定及び実績について記載した管理表
4		課題管理表	・ プロジェクトの進捗を阻害する課題及び課題への対応策を示した管理表
5		リスク管理表	・ 抽出したリスク及びリスクの対応策等を示した管理表
6		会議議事録	・ 会議の開催・運営に当たり作成した、資料及び会議の議事録
7		設計開発業務	基本設計書
8	詳細設計書		・ 設計開発計画書で定めた詳細設計における成果物を取りまとめた書面
9	テスト計画書及びテスト結果報告書		・ テストの環境及び手順に関して定めた計画書 ・ テスト計画書に基づき実施したテスト結果の報告書等の各種成果物

項番	作業の内容	成果物	成果物概要
10		システム利用マニュアル	・ 研修に利用するシステム利用に関するマニュアル
11		開発したプログラムのソースコード及び実行形式プログラム	・ 本システムの実現にあたり新たに開発したプログラムのソースコード及び実行形式プログラム
12	稼働後の運用保守業務	月次報告書	・ 運用保守状況を報告する文書及び資料

② 納品方法

項番	分類	要件
1	言語	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
2	準拠すべき規格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣甲第 16 号内閣官房長官依命通知）」に準拠すること。 ・ 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本工業規格（JIS）の規定に準拠すること。
3	納品形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果物は電磁的記録媒体（CD-R 等）により作成し、本機関から特別に示す場合を除き、原則電磁的記録媒体は 1 部を納品すること。なお、稼働後の運用保守業務における成果物は、電子メールでの納品も可能とする。 ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本工業規格 A 列 3 番を使用すること。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバイнда方式とすること。 ・ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Word 2013、同 Excel 2013 又は同 PowerPoint 2013 で読み込み可能な形式、及び PDF 形式で作成し、納品すること。なお、これらは原則として文字列検索機能を活用して文字列が検索可能な状態のものを納品すること。ただし、本機関が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。

項番	分類	要件
4	セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。 ・電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
5	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・納品後、本機関において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。 ・成果物の作成にあたって、特別なツールを使用する場合は、本機関の承認を得ること。

③ 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、本機関が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部情報システムグループ

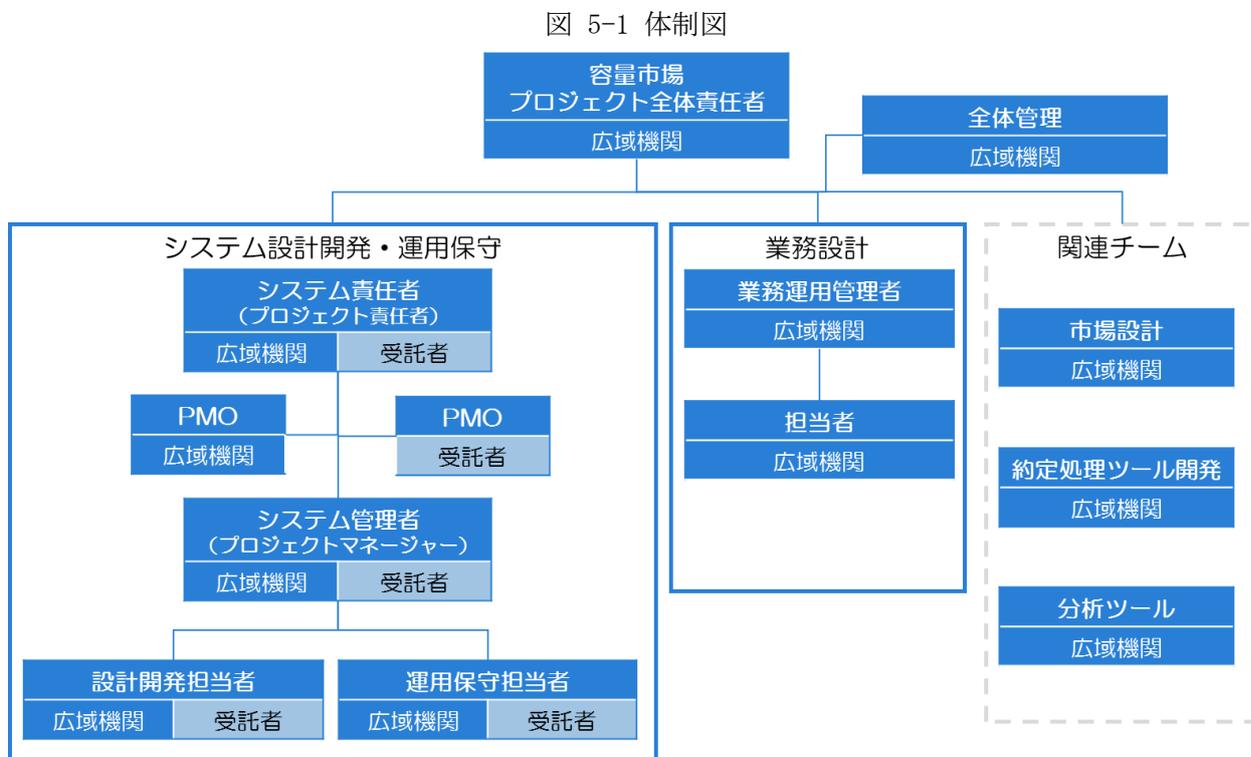
4. 満たすべき要件に関する事項

本調達の実施に当たっては、別紙「容量市場システム（一次開発）要件定義書」の各要件を満たすこと。

5. 作業の実施体制・方法に関する事項

(1) 作業実施体制

本プロジェクト実施に当たり、以下の体制図及びその従事する人数について記載すること。



(2) 作業要員に求める資格等の要件

① プロジェクト責任者

本調達全体の管理を行う責任者は、以下の要件を満たし、原則として、設計開発業務の契約期間完了まで継続して続けられる者であること。ただし、本機関が認めた場合にはこの限りではない。

- ・電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の責任者としての経験を有すること。

② プロジェクトマネージャー

本調達の設計開発業務の管理を行う管理者は、以下の要件を満たし、原則として、設計開発業務の契約期間完了まで継続して続けられる者であること。ただし、本機関が認めた場合にはこの限りではない。

- ・電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の管理実績を有すること。
- ・EVMによる進捗管理に精通し、経験を有すること。

また、以下のいずれかの要件を満たすこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかなる者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー試験の合格者であること。

- ・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格を保持していること。

③ 設計開発に関わる担当者

設計開発に関わる担当者には、以下のいずれかの要件を満たす者を1名以上含むこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・情報処理技術者試験のシステムアーキテクト試験（旧アプリケーションエンジニア試験を含む。）の合格者であること。又は経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：アプリケーションスペシャリスト、専門分野：業務システムのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。
- ・情報処理技術者試験のデータベーススペシャリスト試験（旧テクニカルエンジニア（データベース）試験を含む。）の合格者であること。又は、経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT スペシャリスト、専門分野：データベースのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。
- ・情報処理安全確保支援士の登録を受けている者。又は、経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT スペシャリスト、専門分野：セキュリティのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。

④ 運用保守に関わる担当者

運用保守に関わる担当者には、以下のいずれかの要件を満たす者を1名以上含むこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT サービスマネジメント、専門分野：運用管理、システム管理、オペレーション若しくはサービスデスクのいずれかのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。

(3) 作業場所

本調達に係る作業は、受託者の事業所内での実施とするが、事前に作業内容と作業場所について本機関の承認を得ること。

なお、本調達に関する打合せ、レビュー、報告会議等については、原則、本機関が提供する会議室で実施すること。

(4) 作業の管理に関する要領

- ・受託者は、本機関が承認した設計開発計画書に基づき、設計開発業務に係る体制管理、進捗管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策等を実施すること。
- ・受託者は、本機関が承認した運用保守計画書に基づき、運用保守業務に係る体制管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策等を実施すること。

(5) 作業実施体制に関する留意事項

作業遅延等の理由により適切な業務の遂行が期待できないと本機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求があった場合には、これに従うこと。

受託者は、止むを得ず要員を交替させる場合、事前に広域機関報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引き継ぎを必ず行うこと。

6. 作業の実施に関する事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

本機関から受託者に提供する秘密情報及び秘密情報を記録した資料等は、本契約期間中の如何を問わず、第三者に開示、漏えい又は他の目的に使用しないこと。ただし第三者に開示の必要性がある場合は、開示方針や漏えいの防止策を明示し本機関の承認を得ること。

(2) 遵守する法令等

- ① 本仕様書に示す業務の実施に当たっては、次の文書に記載された事項を遵守すること。
 - ア デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
 - イ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準
- ② 受託者は、現行情報システムの設計書等を参照する必要がある場合は、作業方法等について本機関の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、作業すること。
- ③ 受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

7. 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ① 本調達における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由により権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て本機関に帰属するものとする。
- ② 本機関は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により本機関がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ③ 本件プログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、本機関から受託者に対価が完済されたとき受託者から本機関に移転するものとする。
- ④ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる

場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に本機関の承認を得ることとし、本機関は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

- ⑤ 受託者は本機関に対し、一切の著作権人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

(2) 瑕疵担保責任

受託者は、本調達について検収を行った日を起算日として 1 年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が本機関の指示によって生じた場合を除き（ただし、受託者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受託者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に本機関の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても本機関の承認を受けること。

(3) 検収

- ① 本仕様書に則って成果物を提出すること。
- ② 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納入すること。
- ③ 本仕様書以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。

8. 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加要件

- ① 平成 28・29・30 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされている者であること。
- ② 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- ③ 入札説明会に参加した者であること。
- ④ 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑤ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- ⑦ 自己、自社若しくはその役員等（注 1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注 2）でない者であること。

(注1) 取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している

(注2) 暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

- ⑧ 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体及びその構成員でない者であること。
- ⑨ 本受託者は、以下の資格等を有していること。
 - ・個人情報保護等の情報漏洩防止対策について、ISMS 認証等を取得している者であること。または同等であることを証明すること。
 - ・品質管理について、ISO9001 を取得していること。または、同等であることを証明すること。
- ⑩ 電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があること。

9. 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ① 受託者は、本仕様書に示す業務の全部、又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、第三者に再委託することは不可とする。また、本業務の契約金額に占める再委託契約金額は、原則 2 分の 1 未満とする。
- ② 本仕様書「2.(2)調達案件間の入札制限」に該当する事業者は本項における再委託先となることはできない。
- ③ 受託者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本仕様書が定める受託者の債務を、再委託先事業者も負うような必要な処置を実施すること。
- ④ 再委託者、再委託者が業務を委託する第三者（以下「再々委託者」という。）及び再々委託者が業務を第三者へ委託する場合の責任は受託者が負うこと。
- ⑤ 以下に示すものについても本仕様書「6 作業の実施に当たっての遵守事項」に示した事項を遵守させること。
 - ア 再委託者
 - イ 再々委託者
 - ウ 再々委託者が業務を委託する第三者

(2) 承認手続

- ① 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約予定金額について本機関に提出し、承認を受けること。
- ② 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲について本機関に提出すること。

10. その他特記事項

(1) 前提条件及び制約条件

- ・本仕様書は、受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記載していない事項であっても、本調達に必要と認められる事項は、本機関と追加負担を含め協議の上、これを行うこと。
- ・本件受託後に本仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって、本機関に申し入れを行うこと。
- ・受託者は、業務の遂行に当たり、本機関の作業負荷等を十分考慮すること。
- ・受託者のプロジェクトマネージャーは、業務の円滑な運営を図るため、本機関との連絡を密にして業務を遂行すること。
- ・本機関から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合直ちに本機関に報告し、本機関の指示に従って措置を講ずること。
- ・受託者は、常に作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法、労働安全衛生法等を遵守して安全の徹底を図り、作業を行うこと。
- ・受託者が行う提案や報告及び相談等は全て書面を持って実施し、内容については、本機関の承認を得ること。
- ・本仕様書に記載したスケジュールは現時点での想定である。スケジュール変更があった場合の対応については、本機関と協議の上、決定すること。

11. 附属文書

別紙「容量市場システム（一次開発）要件定義書」

以上